

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び
特別支援教育就学奨励費補助金返還命令書

市町村名

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

令和 年 月 日

都道府県教育委員会（記名）

1. 事業名及び補助金の返還額

要保護児童生徒援助費補助金	金	円
特別支援教育就学奨励費補助金	金	円

2. 納付期限 令和 年 月 日

納付期限までに完納しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額に付き、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を付すものとする。

【本件担当者連絡先】

担当課名：

電話番号：

Eメール：

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金調書

市町村長名

文部科学省所管

国			市 町 村										備考	
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算減額	収入済額	科目	予算減額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
(項)学校教育振興費	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	
(目)要保護児童生徒援助費補助金														
(目)特別支援教育就学奨励費補助金														
計														

- 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「翌年度繰越額」は、当該補助金についてはあり得ないこと。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」新旧対照表（案）

新	旧
<p>要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱</p> <p>昭和62年5月1日文部大臣裁定 平成元年6月15日一部改正 平成2年7月30日一部改正 平成3年8月23日一部改正 平成4年6月30日一部改正 平成5年9月24日一部改正 平成6年6月23日一部改正 平成11年1月8日一部改正 平成11年4月1日一部改正 平成12年4月3日一部改正 平成13年1月6日一部改正 平成14年4月1日一部改正 平成16年4月1日一部改正 平成17年4月1日一部改正 平成19年4月2日一部改正 平成19年12月26日一部改正 平成21年4月1日一部改正 平成22年4月1日一部改正 平成23年4月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 平成25年5月15日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年4月9日一部改正 平成28年4月1日一部改正 平成29年3月31日一部改正 平成30年2月21日一部改正 平成30年8月30日一部改正 平成31年3月7日一部改正 令和2年6月5日一部改正 <u>令和3年4月1日一部改正</u></p> <p>(通則)</p> <p>第1条 市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）に対する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）分）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）<u>及</u> <u>び</u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に</p>	<p>要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱</p> <p>昭和62年5月1日文部大臣裁定 平成元年6月15日一部改正 平成2年7月30日一部改正 平成3年8月23日一部改正 平成4年6月30日一部改正 平成5年9月24日一部改正 平成6年6月23日一部改正 平成11年1月8日一部改正 平成11年4月1日一部改正 平成12年4月3日一部改正 平成13年1月6日一部改正 平成14年4月1日一部改正 平成16年4月1日一部改正 平成17年4月1日一部改正 平成19年4月2日一部改正 平成19年12月26日一部改正 平成21年4月1日一部改正 平成22年4月1日一部改正 平成23年4月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 平成25年5月15日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年4月9日一部改正 平成28年4月1日一部改正 平成29年3月31日一部改正 平成30年2月21日一部改正 平成30年8月30日一部改正 令和2年6月5日一部改正</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）に対する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）分）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によ</p>

よるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 要保護児童生徒援助費補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

2 特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）は、市町村が、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。 第1条～第15条（略）

第3条～第5条 （略）

(申請の取下げ)

第6条 市町村は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した交付申請取下届を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

第6条 （略）

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その旨を記載した中止(廃止)承認申請書を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

るもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 要保護児童生徒援助費補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）（以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

2 特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）は、市町村が、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。

第3条～第5条 （略）

(申請の取下げ)

第6条 市町村は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

第6条 （略）

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第8条～第11条 (略)

(交付決定の取消等)

第12条 文部科学大臣は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 市町村が法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 市町村が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文部科学大臣は、第1項第1号から同項第3号までの規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 前条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

第13条～第15条 (略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

第8条～第11条 (略)

(交付決定の取消等)

第12条 文部科学大臣は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 市町村が法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 市町村が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文部科学大臣は、第1項第1号から同項第3号までの規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 前条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

第13条～第15条 (略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年6月5日から施行する。

別記2 特別支援教育就学奨励費補助金

補助事業	補助対象経費	補助金の額
(略)	(略)	(略)
<p>(8) オンライン学習通信費 児童又は生徒が、以下の範囲で必要とするオンライン学習通信費の額とする。 <u>(第1区分に該当する世帯に限る。)</u> ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費 (モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。)</p>	<p>オンライン学習通信費の半額</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で左に定めるオンライン学習通信費を支給した額の合計額の1/2</p>

(注) 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを上記(2)の通学費として補助の対象とすることができる。

別記2 特別支援教育就学奨励費補助金

補助事業	補助対象経費	補助金の額
(略)	(略)	(略)
<p>(8) オンライン学習通信費 要保護世帯の児童又は生徒が、以下の範囲で必要とするオンライン学習通信費の額とする。 ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費 (モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。)</p>	<p>オンライン学習通信費の全額</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で左に定めるオンライン学習通信費を支給した額の合計額の1/2</p>

(注) 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを上記(2)の通学費として補助の対象とすることができる。

文部科学大臣 殿

(文書番号) 年 月 日

申請者の氏名又は住所

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付申請書

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金を(令和 年 月 日付け 第 号)による交付申請額を変更して下記のとおり交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

記

算出内訳(円)

区分	補助事業に要する経費(A)	国庫補助金交付申請額(B)	既交付決定額(C)	差引増(Δ)減額備 (B) - (C)	考
学用品費等					
要保護児童生徒援助費					
学校給食費					
小計	0	0	0		
特別支援教育就学奨励費補助金					
合計	0	0	0		

- (注)1 本文の()内及び「既交付決定額」、「差引増(Δ)減額」の欄は変更交付申請を行う場合に記入すること。
 2 学用品費等の(A)欄には、第2号様式の1の(E)欄の金額を、(B)欄には同(D)欄の千円未満を切り捨てた金額を記入すること。
 3 医療費(A)欄には、第2号様式の2の(A)欄の金額を、(B)欄には同(E)欄の千円未満を切り捨てた金額を記入すること。
 4 学校給食費の(A)欄には、第2号様式の3の(C)欄の金額を、(B)欄には同(G)欄の千円未満を切り捨てた金額を記入すること。
 5 特別支援教育就学奨励費補助金の(A)欄には、第2号様式の4の(D)欄の金額を、(B)欄には同様式の(F)欄の金額を記入すること。

【本件担当者連絡先】

担当職名：
 電話番号：
 Eメール：

文部科学大臣 殿

(文書番号) 年 月 日

(記名)

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付申請書

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金を(令和 年 月 日付け 第 号)による交付申請額を変更して下記のとおり交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

記

算出内訳(円)

区分	補助事業に要する経費(A)	国庫補助金交付申請額(B)	既交付決定額(C)	差引増(Δ)減額備 (B) - (C)	考
学用品費等					
要保護児童生徒援助費					
学校給食費					
小計	0	0	0		
特別支援教育就学奨励費補助金					
合計	0	0	0		

- (注)1 本文の()内及び「既交付決定額」、「差引増(Δ)減額」の欄は変更交付申請を行う場合に記入すること。
 2 学用品費等の(A)欄には、第2号様式の1の(E)欄の金額を、(B)欄には同(D)欄の千円未満を切り捨てた金額を記入すること。
 3 医療費(A)欄には、第2号様式の2の(A)欄の金額を、(B)欄には同(E)欄の千円未満を切り捨てた金額を記入すること。
 4 学校給食費の(A)欄には、第2号様式の3の(C)欄の金額を、(B)欄には同(G)欄の千円未満を切り捨てた金額を記入すること。
 5 特別支援教育就学奨励費補助金の(A)欄には、第2号様式の4の(D)欄の金額を、(B)欄には同様式の(F)欄の金額を記入すること。

第5号様式
(文書番号)

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付決定通知書

市町村名 _____

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、文部科学大臣から次のとおり令和 年 月 日付け第 号をもって交付することに決定されたので同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日
都道府県教育委員会
(記名)

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「要保護児童生徒援助費補助事業及び特別支援教育就学奨励費補助事業」とし、その内容は申請の際提出された「要保護児童生徒援助費補助金に係る事業計画書及び特別支援教育就学奨励費補助金に係る事業計画書」記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

内訳(円)

		補助事業に要する経費	補助金の額
要保護児童生徒援助費補助金	学用品費等		
	医療費		
	学校給食費		
	小計		
特別支援教育就学奨励費補助金			
合計			

3. 補助金の確定額は、次のとおりとする。
(1) 要保護児童生徒援助費補助金は、次の①と②の合計額とする。
① 学用品費等については、学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費及び卒業アルバム代等、オンライン学習通信費のそれぞれの補助事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額と、それぞれの補助基礎額のいずれか低い額の合計額と第2項の学用品費等に係る補助金の額のいずれか低い額とする。
② 医療費及び学校給食費については、それぞれ補助事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額と第2項の医療費及び学校給食費に係る補助金の額の合計額のいずれか低い額とする。
(2) 特別支援教育就学奨励費補助金は、補助事業に係る補助事業経費の合計額の2分の1の額と第2項の特別支援教育就学奨励費補助金の額のいずれか低い額とする。
4. 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「交付要綱」の定めに従わなければならない。

【本件担当者連絡先】
担当課名：
電話番号：
Eメール：

第5号様式
(文書番号)

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付決定通知書

市町村名 _____

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、文部科学大臣から次のとおり令和 年 月 日付け第 号をもって交付することに決定されたので同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日
都道府県教育委員会
(記名)

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「要保護児童生徒援助費補助事業及び特別支援教育就学奨励費補助事業」とし、その内容は申請の際提出された「要保護児童生徒援助費補助金に係る事業計画書及び特別支援教育就学奨励費補助金に係る事業計画書」記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

内訳(円)

		補助事業に要する経費	補助金の額
要保護児童生徒援助費補助金	学用品費等		
	医療費		
	学校給食費		
	小計		
特別支援教育就学奨励費補助金			
合計			

3. 補助金の確定額は、次のとおりとする。
(1) 要保護児童生徒援助費補助金は、次の①と②の合計額とする。
① 学用品費等については、学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費及び卒業アルバム代等、オンライン学習通信費のそれぞれの補助事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額と、それぞれの補助基礎額のいずれか低い額の合計額と第2項の学用品費等に係る補助金の額のいずれか低い額とする。
② 医療費及び学校給食費については、それぞれ補助事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額と第2項の医療費及び学校給食費に係る補助金の額の合計額のいずれか低い額とする。
(2) 特別支援教育就学奨励費補助金は、補助事業に係る補助事業経費の合計額の2分の1の額と第2項の特別支援教育就学奨励費補助金の額のいずれか低い額とする。
4. 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「交付要綱」の定めに従わなければならない。

第6号様式

第6号様式

(文 書 番 号)

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付決定変更通知書

市町村名 _____

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定を文部科学大臣から次のとおり令和 年 月 日付け 第 号をもって変更して交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

都道府県教育委員会
(記名)

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「要保護児童生徒援助費補助事業及び特別支援教育就学奨励費補助事業」とし、その内容は当該申請の際提出された「要保護児童生徒援助費補助金に係る事業計画書及び特別支援教育就学奨励費補助金に係る事業計画書」記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
今回増(△減)額	金	円

内 訳 (円)

		補助事業に要する経費	補助金の額	今回増(△減)額
要 保 護 児 童 生 徒 援 助 費 補 助 金	学 用 品 費 等			
	医 療 費			
	学 校 給 食 費			
	小 計			
特 別 支 援 教 育 就 学 奨 励 費 補 助 金				
合 計				

3. 上記のほか額の確定及び補助条件等は、令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の交付決定通知書第3項から第5項まで記載のとおりとする。

【本件担当者連絡先】
担当課名：
電話番号：
Eメール：

第6号様式

第6号様式

(文 書 番 号)

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付決定変更通知書

市町村名 _____

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定を文部科学大臣から次のとおり令和 年 月 日付け 第 号をもって変更して交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

都道府県教育委員会
(記名)

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「要保護児童生徒援助費補助事業及び特別支援教育就学奨励費補助事業」とし、その内容は当該申請の際提出された「要保護児童生徒援助費補助金に係る事業計画書及び特別支援教育就学奨励費補助金に係る事業計画書」記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
今回増(△減)額	金	円

内 訳 (円)

		補助事業に要する経費	補助金の額	今回増(△減)額
要 保 護 児 童 生 徒 援 助 費 補 助 金	学 用 品 費 等			
	医 療 費			
	学 校 給 食 費			
	小 計			
特 別 支 援 教 育 就 学 奨 励 費 補 助 金				
合 計				

3. 上記のほか額の確定及び補助条件等は、令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の交付決定通知書第3項から第5項まで記載のとおりとする。

第7号様式

第7号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）

文 書 番 号
令和 年 月 日

都道府県教育委員会 殿

市町村長（記名）

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援
教育就学奨励費補助金に係る事業の状況報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の
規定に基づき、この補助金に係る事業の遂行状況を別紙のとおり報告します。

【本件担当者連絡先】

担当課名：
電話番号：
Eメール：

第7号様式 別紙1～第7号様式別紙4（2）（略）

第7号様式

第7号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）

文 書 番 号
令和 年 月 日

都道府県教育委員会 殿

市町村長（記名）

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援
教育就学奨励費補助金に係る事業の状況報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の
規定に基づき、この補助金に係る事業の遂行状況を別紙のとおり報告します。

第7号様式 別紙1～第7号様式別紙4（2）（略）

第8号様式

又 年 月 日
番 号

都道府県教育委員会 職
(記名)

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金実施報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定に基づき下記及び別紙のとおり実施報告書を提出します。

記

総括表 (円) *

区分	国庫補助金対象額(A)	国庫補助金交付決定額(B)	国庫補助金確定額(C)	概算交付決定額(D)	差引精算額(C)-(D)	備 考
学用品費等					0	
医療費					0	
学校給食費					0	
小計	0	0	0	0	0	
特別支援教育就学援助費補助金					0	
合 計	0	0	0	0	0	

(注)1 学用品費等の(A)欄には、別紙1の(D)欄の千円未満を切り捨てた額を記入すること。
 2 医療費の(A)欄には、別紙2の(B)欄の額を記入すること。
 3 学校給食費の(A)欄には、別紙3の(G)欄の額を記入すること。
 4 特別支援教育就学援助費補助金の(A)欄には、別紙4(1)の(E)欄の額を記入すること。

【本件担当者連絡先】
 担当職名：
 電話番号：
 Eメール：

第8号様式

又 年 月 日
番 号

都道府県教育委員会 職
(記名)

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金実施報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定に基づき下記及び別紙のとおり実施報告書を提出します。

記

総括表 (円) *

区分	国庫補助金対象額(A)	国庫補助金交付決定額(B)	国庫補助金確定額(C)	概算交付決定額(D)	差引精算額(C)-(D)	備 考
学用品費等					0	
医療費					0	
学校給食費					0	
小計	0	0	0	0	0	
特別支援教育就学援助費補助金					0	
合 計	0	0	0	0	0	

(注)1 学用品費等の(A)欄には、別紙1の(D)欄の千円未満を切り捨てた額を記入すること。
 2 医療費の(A)欄には、別紙2の(B)欄の額を記入すること。
 3 学校給食費の(A)欄には、別紙3の(G)欄の額を記入すること。
 4 特別支援教育就学援助費補助金の(A)欄には、別紙4(1)の(E)欄の額を記入すること。

第9号様式

(文書番号)

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び
特別支援教育就学奨励費補助金の額の確定通知書

市町村名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の額を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、下記のとおり確定します。

令和 年 月 日

都道府県教育委員会
(記名)

記

確定額(円)

要保護児童生徒援助費補助金	学用品費等	金	円
	医療費	金	円
	学校給食費	金	円
	小計	金	円
特別支援教育就学奨励費補助金		金	円
合計		金	円

【本件担当者連絡先】

担当課名：
電話番号：
Eメール：

第9号様式

(文書番号)

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び
特別支援教育就学奨励費補助金の額の確定通知書

市町村名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の額を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、下記のとおり確定します。

令和 年 月 日

都道府県教育委員会
(記名)

記

確定額(円)

要保護児童生徒援助費補助金	学用品費等	金	円
	医療費	金	円
	学校給食費	金	円
	小計	金	円
特別支援教育就学奨励費補助金		金	円
合計		金	円

第10号様式の1

文部科学大臣殿

都道府県教育委員会

大 審 審 月 日
令 和 年 月 日

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金の額の確定に関する報告書

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金について、市町村長から異議報告書が提出され、別紙のとおり補助金の額を確定しましたので、下記に確定額の総額を記し報告します。

記

区分	国庫補助金対象額 (A)	国庫補助金 交付決定額(B)	国庫補助金 確定額(C)	本支出の未出済額 (D)	減額分 (B)-(C)	返還額 (D)-(C)	備 考
学用品費等①					0	0	
医療費②					0	0	
学校給食費③					0	0	
小計(②+③)④	0	0	0	0	0	0	
計(①+④)⑤	0	0	0	0	0	0	
特別支援教育就学援助費補助金⑥					0	0	
合 計 (⑤+⑥)	0	0	0	0	0	0	

(注) 各費目の(A)、(B)、(C)の間については、それぞれ第8号様式の(A)、(B)、(C)の間のとおり対応する費目にかかる額の合計額を記入すること。

【本件担当若狭裕光】

担当課名:

電話番号:

Eメール:

第10号様式の1

文部科学大臣殿

都道府県教育委員会

大 審 審 月 日
令 和 年 月 日

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金の額の確定に関する報告書

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金について、市町村長から異議報告書が提出され、別紙のとおり補助金の額を確定しましたので、下記に確定額の総額を記し報告します。

記

区分	国庫補助金対象額 (A)	国庫補助金 交付決定額(B)	国庫補助金 確定額(C)	本支出の未出済額 (D)	減額分 (B)-(C)	返還額 (D)-(C)	備 考
学用品費等①					0	0	
医療費②					0	0	
学校給食費③					0	0	
小計(②+③)④	0	0	0	0	0	0	
計(①+④)⑤	0	0	0	0	0	0	
特別支援教育就学援助費補助金⑥					0	0	
合 計 (⑤+⑥)	0	0	0	0	0	0	

(注) 各費目の(A)、(B)、(C)の間については、それぞれ第8号様式の(A)、(B)、(C)の間のとおり対応する費目にかかる額の合計額を記入すること。

第11号様式

第11号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）

文書番号

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び
特別支援教育就学奨励費補助金返還命令書

市町村名

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

令和 年 月 日

都道府県教育委員会（記名）

1. 事業名及び補助金の返還額

要保護児童生徒援助費補助金	金	円
特別支援教育就学奨励費補助金	金	円

2. 納付期限 令和 年 月 日

納付期限までに完納しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額に付き、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を付すものとする。

【本件担当者連絡先】

担当課名：
電話番号：
Eメール：

第12号様式（略）

第11号様式

第11号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）

文書番号

令和 年度要保護児童生徒援助費補助金及び
特別支援教育就学奨励費補助金返還命令書

市町村名

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

令和 年 月 日

都道府県教育委員会（記名）

1. 事業名及び補助金の返還額

要保護児童生徒援助費補助金	金	円
特別支援教育就学奨励費補助金	金	円

2. 納付期限 令和 年 月 日

納付期限までに完納しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額に付き、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を付すものとする。

第12号様式（略）